

第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要
及び都市計画決定権者の見解

第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

5.1 配慮書の案についての縦覧状況及び意見書の提出状況

(1) 縦覧状況

- ・縦覧期間：平成26年10月1日（水）～10月30日（木）
- ・意見書提出期限：平成26年11月6日（木）

縦覧場所		縦覧者数
武豊町	厚生部環境課	7
半田市	市民経済部クリーンセンター	4
碧南市	経済環境部環境課	0
常滑市	環境経済部生活環境課	2
南知多町	厚生部環境課	0
美浜町	経済環境部環境保全課	0
合 計		13

(2) 意見書の提出状況

計画段階環境配慮書の案を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計1通であり、その意見書に記載された意見の分類は、表5.1-1に示すとおりである。

表 5.1-1 計画段階環境配慮書の案についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容	8
第3章 都市計画配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	14
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	0
第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	0
第6章 総合評価	0
第7章 計画段階環境配慮書の案に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	2
合 計	24

5.2 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

計画段階環境配慮書の案についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1(1) 計画段階環境配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容		
(1)	P4 2-2(2) 都市計画配慮書対象事業の規模 283 ト/日の再検討を要する。理由、地球温暖化防止、人口減少社会を迎えると同時に一層のリサイクル推進などによるごみ減量化に取り組むことが必要と考える。	対象事業の規模 283 ト/日は、「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画第二期(平成 25 年 12 月一部変更)」に基づくものであり、構成市町(2市3町)ごとにごみ処理、ごみの減量化及び再生利用の現状、ごみの削減施策等を考慮して設定しています。
(2)	P8 2-2(4)ア 計画施設の諸元等 表 2 2.2-1 処理能力 283 ト/日(141.5 ト×2 炉)では、定期点検、余熱発電の定量発電の確保、安定した連続焼却などを考えると 3 炉建設運転することで炉の余裕率の引き下げも可能となるので再検討が必要である。	炉数の設定は、構成市町(2市3町)及び関係する 2 組合(常滑武豊衛生組合、知多南部衛生組合)により検討した結果、連続運転の持続性、定期整備の容易性及び建物の大きさ等を総合的に勘案し、2 炉構成が最適であると考えています。
(3)	表 2.2-2、表 2.2-3 焼却する計画ごみ質 各市町毎のごみ資質の明記、組合としての減量目標(市町任せではなく)組合として設定すべきである。	計画ごみ質のデータは、現有 3 施設の調査データを元に設定しています。その旨を配慮書に追記しました。 ごみの減量目標については、引き続き構成市町(2市3町)で検討してまいります。
(4)	P9 イ 廃棄物運搬車両の主な走行ルート 臨港道路のみではなく、町内全域について記入すべきである。	廃棄物運搬車両が集中する主要幹線道の臨港道路の区間を表示しています。
(5)	P10 図 2.2-4 廃棄物運搬車両の主な走行ルート 環境面等最大限の安全を見込んでもらいたい。	本配慮書は、「環境影響評価指針(愛知県)」に基づき、既存資料等を用いて、重大な環境影響が想定される項目について、原則として比較的簡易な手法により、調査、予測及び評価を行うものです。
(6)	P16 2-2(7)その他都市計画配慮書対象事業に関する事項 (ア)排水対策 水質検査を実施後に排水するように。同時に常時監視・記録装置の設置を。	方法書手続き以降、詳細な調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討してまいります。
(7)	P11~13 2-2(5)複数案の設定 設定、高さ、位置の明記を。	現段階では、建物の計画は構想段階にあるため、建物の詳細が決定した後、今後の環境影響評価手続きの中で明示してまいります。
(8)	P14 (6)イ 工事用資材等運搬車両の主な走行ルート 町内全域の明示を。	工事用資材等運搬車両が集中する主要幹線道の臨港道路の区間を表示しています。

表 5.2-1(2) 計画段階環境配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
第3章 都市計画配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況		
(9)	P84 図 3.2-5 土地利用の状況 資料が古いので、最新の資料を求める。	改めて資料を確認しましたところ、国土地理院発行の最新の資料となっています。
(10)	P91.92 3.2(4)交通の状況 ア 道路 表 3.2-15 自動車交通量の状況 臨港道路武豊美浜線の交通量及び騒音の現状を明示すること。	臨港道路武豊美浜線の交通量及び騒音について、図示する範囲（調査範囲）内に、既存の調査結果はありません。 方法書手続き以降、臨港道路において、交通量及び騒音の調査を実施してまいります。
(11)	P93 3.2(4)交通の状況 イ バス 4路線とあるのは、3路線ではないか。（路線は基幹路線、南部路線、北部路線）	武豊町ホームページの路線図より、①基幹緑ルート（右廻り）、②基幹緑ルート（左廻り）、③北部赤ルート、④南部青ルートを、4ルートと表記しています。
(12)	P99 3.2(7)環境保全 a 大気汚染に係る環境基準 工業専用地域であり、大気汚染に係る環境基準は適用されない。としているが、環境基準を準用することを基本とされたい。	ご意見を頂戴しました箇所は、事業実施想定区域（方法書では「事業実施区域」）及びその周辺における法令等による規制について記載したものです。 方法書手続き以降、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討してまいります。
(13)	b 騒音に係る環境基準 類型指定はないとしているが、自動車騒音規制を準用すべきである。	
(14)	c 水質汚濁に係る環境基準 P16の適用を求める。	
(15)	P102～104 d 地下水の水質汚濁に係る環境基準、P106 e 土壌の汚染に係る環境基準 工事中の排水に適用を求める。	
(16)	P107～112 3.2(7)ア（イ） a 大気汚染に係る規制から（b）自動車まで遵守を求める。	
(17)	P113～115 b 騒音に係る規制 臨港道路の騒音測定の実施、道路の自動車騒音規制の準用、遵守を求める。	ご意見を頂戴しました旨、愛知県関係部署にお伝えいたします。
(18)	P132 3.2(7)エ 環境保全に関する計画等（ア）愛知県環境基本計画の見直し	
(19)	P144 3.3.1 衣浦西部線の早期完成を求める。	

表 5.2-1(3) 計画段階環境配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(20)	P134 表 3.2-59 環境施策に関する取組状況 県の取り組みをさらに上回る内容で独自に強化をすること。	ごみの減量化については、地域計画にあるとおり、構成市町（2市3町）で取り組んでいるところです。 頂戴しましたご意見は、構成市町にて共有を図り、今後の参考にさせていただきます。
(21)	P140.141 3.2(8)ウ 廃棄物等の処理の状況 表 3.2-64 ごみ処理の状況 一層の減量化を求める。特に、生ごみの資源化、減量化への取り組みが弱い。	
(22)	P146 3.2(8)オ 公害苦情の状況 当該事業開始により、苦情件数が増加しないことを基本とする。そのための対策を実施すること。	苦情が発生しないよう環境保全対策を講じてまいります。
その他の事項		
(23)	「環境配慮書」では、工業地域であり、一般低層住宅から離れた地域にあり、周辺での居住環境や都市環境に影響はないと評価し、大気、水質、騒音など住民生活に影響のある項目が記載されていない。臨港道路の交通量調査、騒音調査などを実施する必要がある。	本配慮書は、「環境影響評価指針(愛知県)」に基づき、既存資料等を用いて、重大な環境影響が想定される項目について、原則として比較的簡易な手法により、調査、予測及び評価を行うものです。 方法書手続き以降、詳細な調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討してまいります。
(24)	全体に内容が公害に対する認識が乏しく、住民の生活に影響しないよう評価内容を再検討すべきである。	